

おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金交付要綱

〔 令和 8 年 4 月 1 日
告示第 1 2 0 号 〕

(趣旨)

第 1 条 町民自らの知恵と行動力による創意工夫を凝らした特色あるまちづくりを推進するため、町民で組織する団体のまちづくり活動の拡大を目指し、町内で活動するまちづくり団体を実施する先進地視察等に要する経費の一部を補助するものとし、その交付等に関しては、おおい町補助金等交付規則（平成 1 8 年おおい町規則第 3 2 号。以下「規則」という。）及びおおい町まちづくり課所管補助金等交付要綱（平成 1 8 年おおい町告示第 1 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) まちづくり活動の先進事例を調査する視察又は視察に伴う研修であること。
- (2) 視察又は研修の成果を団体活動に還元する計画があること。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) おおい町まちづくり支援事業補助金又はまちづくりチャレンジ事業補助金等の交付を受けてまちづくり活動に取り組んだ実績がある団体、又は既に交付決定を受けて活動に取り組む計画のある団体
- (2) 町が主催するまちづくりに関する研修を受講した実績があり、これからまちづくり活動に取り組む計画のある団体

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。

- (1) 視察に直接関係のない経費
- (2) 観光を目的とする経費
- (3) 土産代
- (4) 食料費
- (5) その他町長が適当でないと認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（ただし、宿泊費については1人1泊あたり5,000円を上限とする）で、10万円を上限とし、千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

2 同一団体に対する補助は原則として1回限りとする。

3 前項の規定に関わらず、当該交付年度の翌年度以降において、おおい町まちづくり支援事業補助金又はまちづくりチャレンジ事業補助金等の交付を受けてまちづくり活動に取り組む団体については、同一年度に1回限り、再度補助金の交付を受けることができるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、視察を実施する14日前までにおおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- （1） 視察計画書（様式第2号）
- （2） 参加者名簿
- （3） 収支予算書
- （4） 団体概要書
- （5） 視察行程表
- （6） その他町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは、様式第3号により実施団体に通知するものとする。

（補助事業の変更等の承認）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、補助事業の変更、中止又は廃止をする場合は、おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）を町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第9条 交付団体は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- （1） 視察報告書（様式第6号）

- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し等
- (4) 活動状況の写真等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の10分の8以内の額を概算払いすることができる。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、交付団体が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 補助事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき。
- (2) 第2条の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(関係書類の整備及び保存)

第13条 交付団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	経 費 の 種 類
1 報償費	視察先の講師謝礼
2 旅費	視察のための公共交通機関・宿泊費の実費
3 消耗品費	研修に必要となる資料代等
4 使用料及び賃借料	視察を実施するための会場使用料、バスの車両借上料等
5 その他	その他、事業の実施に必要であると町長が認める経費

(備 考)

- 補助対象外経費
- 1 視察に直接関係のない経費
 - 2 観光を目的とする経費
 - 3 土産代
 - 4 食糧費
 - 5 その他町長が適当でないと認める経費

年 月 日

おおい町長 様

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

㊟

年度おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金交付申請書

年度において、おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金の交付を受けたいので、おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名	
2 総事業費	円
3 補助対象事業費	円
4 補助金交付申請額	円
5 添付資料	①視察計画書（様式第 2 号） ②参加者名簿 ③収支予算書 ④団体概要書 ⑤行程表

視察計画書

提出日 年 月 日

提出者 （団体名）

（代表者名）

視察先	(住所) (名称等)
参加人数	人
視察の目的・趣旨	
視察の内容	
視察期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

様式第3号（第7条関係）

おおい町指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名

年度おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金の交付決定について
(通知)

年 月 日付けで申請のあったおおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業
補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

おおい町長

記

1 交付決定額 金 円

(条件)

- 1 この補助金の補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類とともに5年間保存すること。
- 4 補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事業計画変更承認申請書を提出し、町長の承認を受けること。

年 月 日

おおい町長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 ㊟

年度おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付決定通知のあったおおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業について、下記のとおり計画変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更（中止・廃止）の理由

2 補助金申請額	既交付決定額	円
	変更後の額	円
	差引追加（減額）申請額	円

3 変更の内容
（変更前）

（変更後）

年 月 日

おおい町長 様

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

㊟

年度おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業実績報告書

年 月 日付けおおい町指令 第 号で補助金の交付決定通知を受けたおおい町まちづくり支援事業が完了したので、おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 補助事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 補助金交付決定額	円
4 補助金精算額	円
5 添付資料	①視察報告書（様式第6号） ②収支決算書 ③領収書の写し等 ④活動状況の写真等

視察報告書

提出日 年 月 日

提出者 （団体名）

（代表者名）

視察先	(住所) (名称等)
参加人数	人
視察の内容	
視察の成果 (今後の団体活動にどう活かして いくか等をご記入ください)	
視察期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

様式第7号（第10条関係）

おおい町指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付決定をした 年度おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金については、おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

おおい町長

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

請 求 書

金 円也

ただし、 年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付決定（額の確定）
通知のあった 年度おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金の概算（精
算）払として

内 訳

交 付 決 定（確定） 額 金	円
既 交 付 額 金	円
今 回 請 求 額 金	円

上記のとおり、おおい町まちづくり団体先進地視察等支援事業補助金を概算（精算）請
求します。

年 月 日

おおい町長 様

所在地

団体名

代表者氏名

Ⓜ